

資料編

資料編 1 市民・事業所アンケート調査結果

1 意識調査の概要

本計画策定のため、市民及び事業所に意識調査を実施しました。

調査方法及び回収結果は以下のとおりです。

表 調査方法

	市民	事業所
調査対象	市内在住の18歳以上、3,000人	市内に事業所等を有する300社
選定方法	無作為抽出	
配布方法	郵送	
回答方法	調査票への記入後返送又はWEBから回答	
調査期間	令和6(2024)年12月21日～令和7(2025)年1月22日	

表 回収結果

	調査票配布数	回収票数	うちWEB回答	回収率
市民	3,000	1,239	276	41.3%
事業所	300	138	30	46.0%

調査結果の詳細は、市のホームページで公表しています。

資料編 2 計画策定の経緯

年 月 日	事 項
令和6年10月17日	第1回 庁内検討委員会 ○諮問 ○策定スケジュールについて ○大田原市環境基本計画（第三次計画）概要について ○市民・事業所に対する意識調査について
令和6年11月13日	第1回 大田原市環境審議会 ○策定スケジュールについて ○大田原市環境基本計画（第二次計画）の振り返り ○大田原市環境基本計画（第三次計画）概要について ○市民・事業所に対する意識調査について
令和6年12月～令和7年1月	市民・事業所に対する意識調査の実施 (市民3,000人 事業所300社)
令和7年4月22日	第2回 庁内検討委員会 ○市民・事業所に対する意識調査結果について ○大田原市環境基本計画（第三次計画）骨子案について
令和7年5月13日	第2回 大田原市環境審議会 ○市民・事業所に対する意識調査結果について ○大田原市環境基本計画（第三次計画）骨子案について ○主な施策、指標について
令和7年9月	第3回 庁内検討委員会 ○大田原市環境基本計画（第三次計画）素案について
令和7年11月5日	第3回 大田原市環境審議会 ○大田原市環境基本計画（第三次計画）素案について ○パブリックコメントについて
令和7年12月5日から 令和7年12月26日	パブリックコメントの意見募集
令和8年1月	第4回 庁内検討委員会 ○パブリックコメントの結果について ○大田原市環境基本計画（第三次計画）案について
令和8年1月21日	第4回 大田原市環境審議会 ○パブリックコメントの結果について ○大田原市環境基本計画（第三次計画）案について
令和8年2月3日	答申

資料編3 大田原市環境審議会名簿

氏名	所属等	備考
伊藤 直次	宇都宮大学工学部基盤工学科 物質環境化学コース 特任・名誉教授	会長
郡司 彰	大田原市区長連絡協議会副会長	副会長
大塚 正義	大田原市議会民生文教常任委員会委員長	～令和7年11月
岡野 忠		令和7年12月～
野澤 剛	栃木県北環境森林事務所 環境部長補佐（総括）兼環境対策課長	
谷山 奈緒美	栃木県北環境森林事務所	～令和7年3月
稲川 透	森林部長補佐兼林業経営課長	令和7年4月～
平久江 徳昭	大田原市環境衛生推進員連絡協議会会長	
朝野 直子	大田原市女性団体連絡協議会会長	
加藤 裕美	大田原市小中学校長会	
石井 康裕	野崎工業団地連絡協議会会長	～令和7年4月
江藤 勲		令和7年5月～
荒谷 達生	野崎第2工業団地連絡協議会会長	～令和7年4月
清水 勝		令和7年5月～
後藤 靖	那須野農業協同組合 常務理事	
越沼 哲士	大田原市商工団体連絡協議会副会長	
荒井 一夫	大田原市農業委員会会長	
植竹 雅弘	大田原市森林組合組合長	
橋本 仁枝	栃木県地球温暖化防止活動推進員	



環境審議会の様子

資料編4 条例

1 大田原市環境審議会条例

(昭和47年4月1日条例第2号)

改正 昭和62年12月28日条例第28号 平成6年9月29日条例第28号
平成17年9月28日条例第73号 平成19年12月27日条例第41号
平成23年3月23日条例第3号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、大田原市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事務を調査審議する。

- (1) 環境保全対策の基本方針に関すること。
- (2) 環境保全に関する重要施策の実施に関すること。
- (3) その他環境保全対策に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、関係機関並びに関係団体の役職員、市議会の議員、市の職員及び識見を有する者のうちから市長が委嘱又は任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者のうちから、会長の同意を得て市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(関係人の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求めてその意見を聞くことができる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年12月28日条例第28号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年9月29日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月28日条例第73号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月27日条例第41号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月23日条例第3号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 大田原市の豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例

平成8年4月1日条例第1号

改正 平成26年6月30日条例第21号

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、豊かで美しい自然と人間との共生を願い、環境を守り、創造し、後世に引き継ぐため、市民参画による「環境保全都市大田原」の実現を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずることをいう。
- (3) 廃棄物 ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚でい、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいう。
- (4) 所有者等 所有者、占有者又は管理者をいう。
- (5) 市民等 市民及び市内に滞在する者（市内を通過する者を含む。）をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (7) 空き缶等 空き缶、空きびん、プラスチック容器その他の容器をいう。
- (8) 空き地 所有者等が利用していない土地をいう。

(環境の恵沢の享受と継承等)

第3条 健全で恵み豊かな環境の維持が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり、生態系の微妙な均衡を保つことを含む環境こそ人類の存続の基盤である。現在及び将来の世代の市民が環境の恵沢を十分に享受することができるよう環境の保全と創造に関する施策は積極的に推進されなければならない。

第2節 市の基本的責務

(市の基本的責務)

第4条 市は、「環境保全都市大田原」の実現のため総合的、体系的な施策を策定し、実施する責務を有する。

第3節 事業者の基本的責務

(事業者の基本的責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するために、自らの責任と負担において必要な措置を講ずる責務を有するとともに、環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、公害の生ずるおそれがあるものを厳重に管理監視し、公害、その他自然環境又は市民の生活環境に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、速やかに誠意をもってその解決に努めなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境施策に協力するものとする。

第4節 市民の基本的責務

(市民の基本的責務)

第6条 市民は、日常生活から生ずる環境への負荷の低減に努め、自然環境の保全と環境にやさしいまちづくりのための活動を自ら積極的に行うものとする。

2 市民は、市が実施する環境施策に参画し協力するものとする。

第2章 自然環境の保全

第1節 自然環境の保全

(自然環境の保全)

第7条 市、事業者及び市民は、それぞれの立場において自然環境や美しい景観の保全と生態系の多様性の確保に努めなければならない。

(自然とのふれあいの促進)

第8条 市は、人が自然と共生することの大切さについて理解を促し、市民が自然とふれあうための施設の整備及びそのための機会提供に努めなければならない。

第2節 緑化の推進

(緑化の推進)

第9条 市は、その管理する公園、道路その他の公共施設において、地域環境との融合を考慮して樹木及び花きの植栽を行うなど緑化推進に努めなければならない。

(事業者の緑化推進)

第10条 事業者は、事業地内の自然緑地の確保に努め、又は樹木及び花きの植栽を行うなど緑化推進に積極的に努めなければならない。

(地域の緑化)

第11条 市民は、すすんで樹木及び花きの植栽を行うなど、緑豊かな地域環境の育成に努めなければならない。

第3章 生活環境の保全

第1節 不法投棄の禁止

(不法投棄の禁止及び清潔の保持)

第12条 何人も、みだりに道路、河川、水路、公園、広場その他の公共の場所（以下「道路等」という。）及び他人の所有、占有又は管理する場所（以下「他人の所有地等」という。）に廃棄物を投棄し、又は汚してはならない。

2 土地及び建物の所有者等は、当該土地及び建物を常に清潔に保ち、環境美化に努めなければならない。

3 市民等は、畜犬を飼養する場合は、当該畜犬のふんなどで道路等を汚すことのないよう適切な措置を講じなければならない。

(空き缶等の投げ捨て禁止)

第13条 何人も、空き缶等を道路等へ投棄してはならない。

2 市民等は、屋外において喫煙をする場合は、適切な措置を講じ、道路等へ吸殻、空き箱等を投棄してはならない。

(空き缶等の散乱防止)

第14条 自動販売機設置者は、空き缶等の回収容器を当該自動販売機付近に設置するなど、適正に維持管理を行い、清潔を保持しなければならない。

(自転車の放置の禁止)

第15条 何人も、自転車を道路等及び他人の所有地等に放置してはならない。

第2節 空き地の適正管理

(適正管理)

第16条 空き地の所有者等は、当該土地について、廃棄物の投棄等により近隣の環境が損なわれないよう適正に管理しなければならない。

2 空き地の所有者等は、その住所、氏名及び電話番号を当該空き地の見やすい所に標示するよう努めなければならない。

第3節 生活排水の処理

(生活排水の処理)

第17条 市の公共下水道事業認可区域、特定環境保全公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業採択区域を除く区域に生活排水を排出しようとする者は、排水処理施設を設置し、地下水、河川等の水質の汚濁防止に努めなければならない。

第4節 住宅地近隣の騒音、振動、悪臭等防止

(住宅地近隣の騒音等の防止)

第18条 何人も、他人の迷惑となる騒音、振動、悪臭及びばい煙を発生させないように努めなければならない。

第5節 違反者に対する措置等

(助言、指導及び勧告)

第19条 市長は、第14条に違反し、又は空き地の所有者等が当該空き地の雑草の繁茂や枯れ草の密集等により、著しく環境を阻害し、又は廃棄物が不法に投棄される恐れがあると認めるときは、当該所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該土地等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該土地等の所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第19条の2 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた所有者等が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第19条の3 市長は、前条の規定による命令を受けた当該所有者等が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

- (2) 命令の対象である土地等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 公害の防止

第1節 公害防止対策

(公害防止対策)

第20条 市は、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、公害防止に関する総合的かつ計画的な施策を講じなければならない。

(体制の整備)

第21条 市は、公害の状況の把握及び公害の防止に必要な監視、測定及び検査のための体制の整備に努めなければならない。

2 市は、事業者が事業活動によって、公害を発生させることのないよう適切な指導を講じなければならない。

3 市は、公害に関する苦情の処理に関する体制を整備し、県及び他の行政機関と協力して適切な処理に努めなければならない。

第2節 環境保全協定の締結

(環境保全協定の締結)

第22条 市は、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要があると認められた場合は、事業者に対し環境保全協定の締結を求めることができる。

2 事業者は、前項の協定締結に応じなければならない。

3 環境保全協定の内容については、規則で定める。

第5章 環境教育の推進

第1節 環境教育の推進

(生涯にわたる環境教育の推進)

第23条 市は、市民の生涯にわたる環境に関する学習を支援するため、次の施策を計画的に実施するものとする。

- (1) 学校教育における環境教育の推進
- (2) 市民の環境に関する学習活動の支援
- (3) 環境の保全及び創造等に関する広報活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境教育のために必要な施策

(学習活動の推進)

第24条 市民は、自然環境の保全と生活環境の保全の重要性を認識し、自らすすんで環境に関する学習に取り組み、又は地域ぐるみで環境に関する学習活動に努め、市の実施する環境教育活動に積極的に参加するものとする。

2 事業者は、その雇用する従業員の環境に関する学習を積極的に実施し、又は市の実施する環境教育活動に当該従業員を参加させるよう努めなければならない。

第2節 情報の提供

(情報の提供)

第25条 市は、環境に関する情報を常に把握し、プライバシーの保護に配慮しつつ、適切な情報の提供に努めなければならない。

第3節 指導者及び団体の育成

(指導者及び団体の育成)

第26条 市は、市民の環境保全に関する活動が主体的行動に結びつくよう指導者及び団体の育成に努めなければならない。

第6章 地球環境保全への貢献

(地球環境保全への貢献)

第27条 市は、エネルギーの有効利用、資源の再利用、オゾン層の保護、地球温暖化の防止その他地球規模での環境保全について、国若しくは他の地方公共団体又は関係機関等との連携により積極的に貢献するよう努めなければならない。

第7章 補則

(環境保全活動に対する支援等)

第28条 市は、市民、事業者及び団体が自主的に行う緑豊かな潤いのある環境づくりのための緑化推進活動、資源の再利用促進のための回収活動、その他環境にやさしいまちづくりに関する活動を促進するため、技術的指導、財政的支援、顕彰等その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、特に必要があるときは、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るための施設の整備等について、財政的支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(立入調査等)

第29条 市は、この条例の施行について必要があると認めるときは、市長の指定する職員をして必要とする場所に立ち入らせ、調査をすることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(規則への委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第29条、第30条及び第31条の規定については、平成8年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月30日条例第21号)

この条例は、平成26年9月1日から施行する。

資料編5 市域からの温室効果ガス排出量の算定方法

本計画書に示す市域からの温室効果ガス排出量は、家庭部門、業務その他部門、運輸部門については、環境省自治体排出量カルテ大田原市の値を使用しています。産業部門、廃棄物部門では、下表のように推計を行った値を使用しています。

(1) 産業部門

- 産業部門では、製造業、建設業、鉱業、農林水産業のCO₂排出量を推計して、これらの合計を産業部門全体のCO₂排出量とします。

①製造業

	計算式等	資料
①概要	栃木県の製造業（業種別）の炭素排出量（電力ではエネルギー消費量）を製造品出荷額で按分し、CO ₂ 排出量に換算する。	
②按分指標	(大田原市の業種別製造品出荷額) / (栃木県の業種別製造品出荷額)	「経済構造実態調査」製造業事業所調査（経済産業省）
③電力からのCO ₂ 排出量	栃木県の業種別電力消費量 × 東京電力の基礎排出係数 × 業種別按分指標	「都道府県別エネルギー消費統計」（経済産業省）
④電力以外からのCO ₂ 排出量	栃木県の製造業業種別の炭素排出量（電力以外） × 44/12 × 業種別按分指標	〃

②建設業、鉱業、農林水産業

	計算式等	資料
①概要	栃木県の建設業、鉱業、農林水産業の炭素排出量（電力ではエネルギー消費量）をそれぞれの従業者数で按分し、CO ₂ 排出量に換算する。	
②按分指標	(大田原市の従業者数) / (栃木県の従業者数) 建設業、鉱業、農林水産業それぞれで求める	「経済センサス（基礎調査）」（総務省）※
③電力からのCO ₂ 排出量	栃木県の業種別電力消費量 × 東京電力の基礎排出係数 × 業種別按分指標	「都道府県別エネルギー消費統計」（経済産業省）
④電力以外からのCO ₂ 排出量	栃木県の業種別の炭素排出量（電力以外） × 44/12 × 業種別按分指標	「都道府県別エネルギー消費統計」（経済産業省）

※については、環境省自治体排出量カルテとの整合を図るため、同資料に示される数値を採用しています。

(2) 廃棄物

- ・大田原市のもやせのごみに含まれる廃棄物種（プラスチック（ペットボトル及び合成繊維を除く）、ペットボトル、合成繊維、紙くず）別の乾燥重量に、各々の排出係数を乗じてCO₂排出量を推計します。

	計算式等	資料
①概要	一般廃棄物中の焼却に伴う非エネ起 CO ₂ 排出量 (t-CO ₂) = 一般廃棄物中のごみ種別（プラスチック、ペットボトル、合成繊維、紙くず）の焼却量（乾燥ベース）(t) × 各ごみ種別の化石燃料由来炭素の排出係数（乾燥ベース）(t-CO ₂ /t)	
②成分別焼却量の計算	<p>【プラスチック焼却量（乾燥ベース）】 一般廃棄物の焼却量（排出ベース）(t) × 一般廃棄物の焼却量に占めるプラスチックの割合（排出ベース）(%) × (1 - 一般廃棄物中のプラスチックの含水率) (%)</p> <p>【ペットボトルの焼却量（乾燥ベース）】 一般廃棄物の焼却量（排出ベース）(t) × 一般廃棄物の焼却量に占めるペットボトルの割合（排出ベース）(%) × (1 - 一般廃棄物中のペットボトルの含水率) (%)</p> <p>【一般廃棄物中の合成繊維の焼却量（乾燥ベース）】 一般廃棄物の焼却量（排出ベース）(t) × 一般廃棄物の焼却量に占める繊維くずの割合（排出ベース）(%) × (1 - 繊維くずの含水率) (%) × 繊維くず中の合成繊維の割合（乾燥ベース）(%)</p> <p>【紙くず】 一般廃棄物の焼却量（排出ベース）(t) × 一般廃棄物の焼却量に占める紙くずの割合（排出ベース）(%) × (1 - 一般廃棄物中の紙くずの含水率) (%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市資料（もやせのごみ焼却量） ・市資料（市のごみ質分析結果報告書（市街地部・農村部平均。また、年2回調査している年度は年度平均値）） ・地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）Ver. 2.2（令和7年6月）に示される定数

用語解説

あ

ISO14001	事業活動において環境保全対策を計画・実施し、その結果を評価・見直ししていくことで環境負荷の低減を継続的に推進する仕組み。 国際標準化機構が運営する環境マネジメントシステムに関する国際規格。
アイドリングストップ	信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。
空き家バンク	空き家の利用を希望する方に情報提供を行う制度。 市内にある空き家の賃貸、売買等を希望する所有者からの申込みを受け、登録された空き家の情報を市ホームページなどで公表する。
暑さ指数 (WBGT)	熱中症を予防することを目的とする指標。 人体と外気との熱のやりとり (熱収支) に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標。
一次エネルギー	石油、天然ガス、石炭、薪、水力、原子力、風力、潮力、地熱、太陽光、牛糞など、自然から直接採取できるエネルギーのこと。
遺伝子の多様性	P11 コラム参照
ウェルビーイング	P2 コラム参照
エコアクション 21	環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム (EMS)。 「PDCA サイクル」を継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取り組みを自主的に行うための方法を定めている。
エコキーパー認定事業所	事業活動において地球温暖化対策を実施し、かつ温室効果ガスの排出量を削減又は削減率の向上に努めていると認定された事業所。
エコツーリズム	自然環境などを損なわない範囲で、自然や歴史文化などを学ぶスタイルの観光形態。
エコドライブ	省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術。
エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産を計画し、知事の認定を受けた農業者。

SPM	浮遊粒子状物質 (Suspended Particulate Matter) の略。 大気中に浮遊している粒子状物質のうち粒径が 10 μ m 以下のもの。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来 (火山、森林火災など) のものがある。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼす。
エネルギー起源の温室効果ガス	発電や加熱・冷却等でエネルギーを消費、利用するために、発生する温室効果ガス。
OECM	国立公園等の保護区ではないものの、生物多様性を効果的に保全しうる地域。
オゾン層	地球の成層圏に存在する比較的オゾン濃度の高い層。 太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を守る役割を果たしている。
温室効果ガス	地表を暖める働きがあるガス。 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか HFC 類、PFC 類、SF ₆ 、三フッ化窒素等が削減対象の温室効果ガスと定められている。

か

カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
街区公園	街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置されている。
海洋プラスチックごみ	P13 コラム参照 (プラスチックごみ)
外来種	P57 コラム参照
合併処理浄化槽	し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽。 生活排水は、河川などの水質汚濁の原因となるため、浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられている。
感覚公害	悪臭、騒音、振動など、人の感覚を刺激して、不快感として受け止められる公害。
環境収容力	ある地域の環境が、人間活動や生物を持続的に受け入れられる最大限の量を指す概念。
環境保全型農業	化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の低減に配慮した農業。
環境保全都市宣言	P4 コラム参照
環境マネジメントシステム	組織や事業者が、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」という。また、このための組織や事業者の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。
観光地域づくり法人 (DMO)	観光地域づくりを実施するための調整機能を備えた法人。 地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔といえる。

間伐材	植林してある程度育ってから主伐されるまでの間に、繰り返し実施される間引き伐採によって発生する木材。
緩和策	温室効果ガスの排出を減らし気候変動の原因をできるだけ抑えるための対策。
気候変動適応計画	気候変動の影響に対処し、被害を少なくするための対策を定めた計画。
(栃木県)気候変動適応センター	大学や市町等と連携を図り、地域の特性を捉えた情報を収集・分析し、わかりやすい発信に努め、県内の気候変動適応策の推進に係る中核機関としての役割を持つ県の機関。
気候変動適応法	気候変動への適応（気候変動の影響に対処し、被害を少なくするための対策）の推進を目的とする法律。 平成 30(2018)年 6 月制定、同年 12 月施行。
希少種	「種の保存法」に基づき指定された、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種。 数が少なく、簡単に見ることが出来ないような（希にしか見ることが出来ない）種をさす場合もある。
クーリングシェルター	熱中症対策として暑さや日差しから身を守り、自由に休憩をとれるよう、気候変動適応法に基づき市が指定した施設。
クリーンエネルギー自動車	走行時に排出される二酸化炭素(CO ₂)や有害物質の排出量が少ない、あるいは全く出ない環境に優しい自動車。
グリーン購入	環境に与える負担ができるだけ小さい製品を優先的に購入すること。
グリーンツーリズム	農業が盛んな地域の特徴を活かし、農業や農村の暮らしを観光資源として人を呼び込む事業。 市内では農家宿泊体験、林業体験、ラフティング体験、自然観察、歴史文化体験など様々な体験プログラムを実施している。
経済協力開発機構 (OECD)	先進諸国間の経済協力機構。 環境関係では環境政策委員会が設置されており、環境政策の提言、各国環境政策の評価、気候変動や化学品問題での他の国際機関との連携などの幅広い活動を行っている。
公害防止協定	市と企業の間で交わした公害防止に関する協定。
光化学オキシダント	眼や気道の健康障害が起こる光化学スモッグなどの原因になる。 工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線に反応してつくられるオゾンやアルデヒドなどの酸化力の強い大気汚染物質。
光化学スモッグ	人の健康に悪影響を及ぼすため、大気汚染として問題視されている。工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線に反応してつくられるオゾンやアルデヒド、エアロゾルが空中に停留してスモッグ状になること。
こどもエコクラブ	地域において環境保全に関する活動を行う数人～20 人程度の小・中学校等のグループ。

さ

30 by 30 (さーていばいさーてい)	P88 参照
再生可能エネルギー	エネルギー供給構造高度化法では、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものとして政令で定めるもの」と定義されている。政令では、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。
在来種	もともとその生息地に生息していた生物種の個体及び集団。
里地里山	一般的に、集落を取り巻く林地を里山、それに農地などを含めた地域を里地と呼ぶ。
次世代自動車	従来のガソリン車やディーゼル車に比べ、排出ガス中の汚染物質の量や騒音、化石燃料の使用量が少ない自動車。 電気自動車、バイオ燃料自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車などがある。
自然共生サイト	ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取組。
指定管理者施設	市の施設の管理運営を、市に代わって市が指定した法人が行っている施設。大田原市子ども未来館、大田原市屋内温水プールなどがある。
充電インフラ空白地帯	「空白地帯」とは、設置予定場所より公道上道のり 15 km 以内に急速の公共用充電設備がないこと、又は設置から 5 年以上が経過している既設の公共用急速充電設備があり、それが撤去されることで、前記と同様の状況になる場合のいずれかをいう。
種の多様性	P11 コラム参照
循環型社会	生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減された社会。
循環経済	P2 参照
小規模発電	農業用水路等を使った小規模の水力発電。
沼沢地 (しょうたくち)	水が多く含まれ、地面が常に湿っている土地の総称。
白未熟粒 (しろみじゅくりゅう)	P63 説明参照
正常粒	P63 説明参照
生態系サービス	P50 コラム参照
生態系の多様性	P11 コラム参照
生物多様性	P11 コラム参照

生物多様性基本法	「生物多様性条約」の国内実施に関する包括的な法律。 議員立法により平成 20(2008)年 5 月 28 日に成立、6 月 6 日に公布された。
ZEH (ぜっち)	「Net Zero Energy House」の略称。断熱性能等を大幅に向上させ、高効室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。
ZEB (ぜぶ)	P104 コラム参照
ゼロカーボンシティ宣言	P4 コラム参照
線形経済	大量生産、大量消費、大量廃棄への一方通行の経済システム。
ソーシャルメディア公式アカウント	企業や団体、個人が公式な情報発信や顧客とのコミュニケーションを目的として、ソーシャルメディア上に開設・運用するアカウント。
素材生産量	販売を目的として製造された丸太などの素材の合計量。

た

第一種特定化学物質	難分解性、高蓄積性（生物濃縮性が高いこと）があり、かつ人又は高次捕食動物に長期毒性を有する化学物質。 不可欠用途を除きその製造・輸入は許可制となっている。
ダイオキシン類	ごみの焼却や産業廃棄物の野焼きなどで発生する有害な化学物質。 発がん性、催奇形性、免疫毒性の疑いがあり、内分泌攪乱作用により生殖障害を起こすおそれもある等、人体への影響が懸念されている。
代替フロン	→「フロン」参照
多自然型川づくり	治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめる自然環境に配慮した河川工事。
多面的機能支払推進事業	農業・農村が持つ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、景観の形成などの「多面的機能」を維持・発揮するための地域の共同活動を支援する国の制度。
地域マイクログリッド	限られたエリア内で電力会社の配電線を活用し、再エネを主電源とした分散型電源システムによりエネルギーの地産地消を実現するための小規模エネルギーネットワーク。
地球沸騰の時代	令和 5(2023)年 7 月、グテーレス国連事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した」という言葉で、気候変動による最悪の事態の回避を訴えた。
地球温暖化対策計画	地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための政府の計画。

畜産クラスター	畜産農家と地域の畜産関係者（流通加工業者、農業団体、行政等）がぶどうの房（クラスター）のように、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取り組み。
畜産副産物	家畜排せつ物。バイオマス発電の燃料としても活用されている。
地産地消	「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味する概念。
厨芥ごみ	台所から出る野菜のくずや食べ残し、調理くずなどの生ごみ。
低層湿原	地下水位が高いため、地下水によって直接涵養されている湿原。湖沼や河川の近くに成立する。
適応策	気候変動の影響に対処し、被害を少なくするための対策。
デマンド交通	利用者の予約状況に応じて運行ルートや時間を柔軟に決める、路線バスとタクシーの中間的な公共交通システム。
電気自動車	電気エネルギーで走行する自動車。 走行中にまったく排気ガスを出さず、騒音も少ない。
道路の里親団体	身近な道路を親代わりになって、進んで清掃を行っている個人・自治会・商店会・企業その他のグループ。
特定外来生物	P57 コラム参照
特定フロン	→「フロン」参照
栃木県カーボンニュートラル実現条例	P9 コラム参照
栃木県生物多様性アドバイザー	県民の生物多様性への理解を深め、生物多様性のために自ら行動する人づくりを進めるため、生物多様性保全活動や鳥獣管理への助言、生物多様性に関する普及啓発などを行う者として知事が登録した者。
栃木県リサイクル製品認定制度	県の地域特性を活かした循環型社会の形成を促進することを目的として平成 16(2004)年度に創設された制度。
とちの環（わ）エコ製品	県内で発生する循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）を原材料として利用することなどの認定要件を満たしたリサイクル製品。

な

那須扇状地	那珂川と箒川に挟まれた複合扇状地。面積は 40,300ha で日本の扇状地としては最大級のもの。北西から南東に向かって緩やかな傾斜を持つ台地となっている。
ネイチャーポジティブ	生物多様性などの自然資本の損失を食い止め、反転させ、回復軌道に乗せる取り組み。
熱中症	高温多湿な環境に、人体が適応できないことで生じるさまざまな症状。熱中症予防のため、暑さ指数（WBGT）及び熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートの情報などに注意することが必要。

熱中症警戒アラート	P99 コラム参照
熱中症特別警戒アラート	P99 コラム参照
農家民泊	自然を楽しみ、現地の人々とふれあいながら休暇をのんびり過ごすツアー。 農業体験をはじめ、日本古来の伝統的な生活・産業・歴史・文化を体験できるプログラムなどが行われることがある。
農振農用地	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、農業の振興を図るため優良農地として守る必要のある農地。
ノーマイカーデー	マイカーの利用を控え、公共交通機関や自転車、徒歩などに転換する日。

は

バイオガス	再生可能エネルギーであるバイオマスのひとつで、有機性廃棄物（生ゴミ等）や家畜の糞尿などを発酵させて得られる可燃性ガス。
バイオマスエネルギー	動植物由来の有機資源であるバイオマスを原料として得られるエネルギー。 バイオマスは、木くず、生ごみ、家畜の糞尿、農産物など多岐にわたり、これらを直接燃焼させたり、発酵させてガスにするなどして、電気、熱、輸送用燃料として利用される。
バイオマスプラスチック	再生可能な生物由来の資源を原料にしたプラスチック。
バイオマス産業都市推進協議会	地域のバイオマスを活用したバイオマス産業都市構想の実現のために設立された協議会。
廃棄物発電	ごみを焼却する際の熱を回収し、湯を沸かして蒸気を作り、その蒸気でタービンを回すことにより発電を行う方法である。
ハイブリッド(自動)車	エンジンとモータの2つの動力源をもち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。
ハザードマップ	県の調査に基づく土砂災害警戒区域と、国及び県の調査に基づく洪水浸水想定区域を取りまとめて作成された地図。
BOD	生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略称。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。
ヒートアイランド現象	都市部において、郊外部よりも気温が高くなる現象。 都市部では、エネルギーが高密度に消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられることなどが要因。
PPA（第三者所有）方式	自治体が所有する公共施設の屋根や公有地などに、事業者が発電設備を設置・所有・管理する方法。
PFAS	炭素とフッ素が強く結びついた人工の有機フッ素化合物の総称。

PFOA	P59 コラム参照
PFOS	P59 コラム参照
光害	「ひかりがい」と読む。照明の設置方法や配光が不適切で、景観や周辺環境への配慮が不十分なために起こるさまざまな影響をさす。
FIT 制度	電力会社による固定価格での買取制度。
FIP 制度	再エネの売電価格に対し一定の「プレミアム（補助額）」を上乗せし、電力市場に統合しながら導入を促進する仕組み。
微小粒子状物質（PM2.5）	大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒子の大きさが 2.5 μ m 以下の非常に小さな粒子のこと。粒径が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく呼吸器系疾患のほか循環器系への影響が懸念される。 物の燃焼などにより排出されるものと、大気中での化学反応により生成されるもの、自然由来のものがある。
豚熱	豚及びイノシシに特有の、致死性の高いウイルス性の感染症。感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大する。家畜伝染病予防法の家畜伝染病に指定されている。
普通公園	遊戯、運動、観賞、教化などの多様な目的で市民全般の利用に供される、都市でよく見られる公園。
プラグインハイブリッド車	一般的なハイブリッド車では、自動車の動く力を利用して充電を行っているが、プラグインハイブリッド車は、外部コンセントから充電できる。
フロン	オゾン層を破壊するフロンを「特定フロン」、破壊しないフロンを「代替フロン」と呼ぶ。代替フロンはオゾン層保護の点では効果があるものの、二酸化炭素（CO ₂ ）より強い温室効果をもち、地球温暖化の大きな原因となっている。

ま

マイクロプラスチック	P13 コラム参照（プラスチックごみ）
道の駅那須与一の郷	平成 16(2004)年に栃木県で 11 番目の道の駅として国道 461 号沿いにオープン。那須与一伝承館が併設されている。
メガソーラー	出力 1,000kW（1MW）以上の産業用太陽光発電設備。

や

屋敷林	屋敷の周囲に植えられた樹木で、風雪や強い日差し、土ぼこりから家を守る「防風林」としての役割を果たしている。
-----	---

やな	木や竹で川の流れをせき止め、そこにすのこ状の台（梁）を設置して魚（特に鮎）を捕らえる日本の伝統的な漁法又はその仕掛け。
湧水	地下水が崖や谷頭から地表に流れでたもの。
よいちメール	電子メールを使ってスマートフォンやパソコンに防災情報などの緊急情報や、暮らしに役立つ様々な情報をお伝えする大田原市メール配信サービス。
容器包装プラスチック	食品や日用品などの商品を含んでいる「包装」、又は商品が入っている「容器」のうち、商品を出したり使ったりしたあと、不要になるプラスチック。

わ

ワンウェイプラスチック	使い捨てのプラスチック製品。
-------------	----------------

大田原市環境基本計画（第三次計画）

発行年月：令和8(2026)年3月

編集/発行：大田原市市民生活部生活環境課

〒324-8641

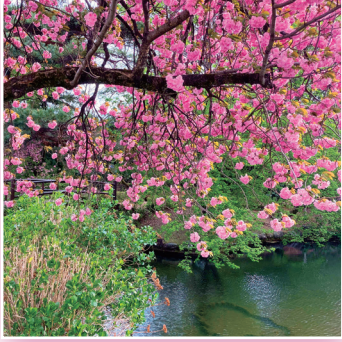
栃木県大田原市本町1丁目4番1号

TEL：0287-23-8775

FAX：0287-23-8923

市ホームページ：<https://www.city.ohawara.tochigi.jp>

E-mail：seikatsu@city.ohawara.tochigi.jp



笑顔があふれるまち。



栃木県大田原市

